中小企業者等の試験研究費に係る法人税額 関する明細書	事 亲 年 度	法人名		別 表 六 円 (+)
試験研究費の額1	四 中 小 :	企業者等税額控除限 (4)×((12)又は0.12)	度 額 13	円 (十) 令 四 ・ 凹
(No.25) 1欄の金額は、次の資産に を除き、申告調整額を加減算した税 いますか。 (1) 棚卸資産 (2) 固定資産(事業の用に供する時 究の用に供するものを除きます。 (3) 繰延資産(試験研究のためにす	務上の金額となって 特において試験研 )	を 前 法 人 税 「2」又は別表ーの三「2」若しくは 【No. 2 】 当事業年月 る別表を使用してV	度に適用さ	・ - - - - - - - - - - - - -
るものを除きます。) また、これらの資産に係る試験のは、研究開発費として損金経理をし らの資産の取得価額となる費用の すか。 そのほか、試験研究費に充当する 支払を受けた金額がある場合、その の額から控除していますか。	た金額のうちこれ 額等となっていま 6目的で他の者から	(9) > 10 % の 場 合 の 特 例 加 第 ((9) - 10/100 )×2 (小数点以下 3 位未満切捨て (0.1を超える場合は0.1)	16	
命 の 増 減 試験 研 変 割 合 (6) (5)		基準年度比売上金額減少割合≧ 場合の特例加算割合 (別表六(十二)「11」)	2 % Ø 17	
試験 平 均 克 上 金 額 8 研究 費割	円 計 当 第(((14)	期 税 額 基 準 ) + (別表六(上五)「9   5)、(0.25 + (16))又は0.25)+	額 )) × (17))	Н
合の計算     一部     一部	当 期 ((13) 。 又は(別	税 額 控 除 可 能 ヒ (18) の う ち 少 な い 金 J表六(十)付表「24」、「27」又は	額)19	
税     12/100     + ((7)     - 9.4/100     ) × 0.35     10       額     (0.12未満の場合、(5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合は0.12)     2       控       (9) > 10 % の場合の操除割増率       (9) - 10/100 ) × 0.5     11	調整	前 法 人 税 額 超 過 構 (別表六(六)「8の②」)	成 額 20	
(0.1を超える場合は0.1) 税 額 控 除 割 合 (10)+(10)×(11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	法人	税 額 の 特 別 控 隊 (19) - (20)	余 額 21	